規約	施行規則
(違反に対する調査)	
第13条 公正取引協議会は、第3条から第8	
条までの規定又は第16条の規定に基づく規	
則に違反する事実があると思料するとき	
は、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者	
に必要な事項を照会し、参考人から意見を	
求め、その他その事実について必要な調査	
を行うことができる。	
2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引	
協議会の調査に協力しなければならない。	
3 公正取引協議会は、第1項の調査に協力	
しない事業者に対し、当該調査に協力すべ	
き旨を文書をもって警告し、これに従わな	
いときは、50万円以下の違約金を課し、又	
は除名処分をすることができる。	